

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う本社及び 事業所の勤務形態の変更について

今般の新型コロナウイルスに罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、4月8日(水)から5月31日(日)まで、一部事業所において原則テレワークの実施としておりましたが、政府による「緊急事態宣言」が解除されたことを受け勤務形態を変更いたします。

なお、今後も事務所内にて3密(密閉・密集・密接)が重ならないよう、継続的な感染防止策を徹底してまいります。

1. 対象事業所

- 本 社 (東京都港区)
- 浜 松 (静岡県浜松市)
- 名 古 屋 (愛知県名古屋市)
- 大 阪 (大阪府吹田市)
- 広 島 (広島県広島市)
- 福 岡 (福岡県福岡市)

2. 勤務形態

5/26(火)より通常の勤務形態に戻します。

但し、感染防止維持及び働き方改革の観点から以下の勤務形態も継続して併用してまいります。

- 1)フレックスタイム制度を活用した弾力的な勤務を行う。
- 2)テレワークの有効活用を推進して制度の定着化を図る。

3. 継続的な感染防止策

- 1)「新しい生活様式」の中で挙げられている感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)を徹底し勤務を実施します。
- 2)身体的距離の十分な確保のため、社内会議はWeb会議や電話会議の有効活用を図ります。

4. 今後の対応

実施期間につきましては、政府及び地方自治体の要請並びに、感染拡大状況に鑑み適宜、見直す可能性がございますので、予めご了承ください。

今後もお客様・お取引先様・従業員の安全を第一に考え対応を検討してまいります。

以上